

傍聴人の皆様へ

最高裁判所広報課

懲戒免職処分取消等請求事件について

事案の概要

本件は、上告人（京都市）が経営する地方公営企業（自動車運送事業）のバスの運転手として勤務していた被上告人が、京都市公営企業管理者交通局長から、運賃の着服等を理由とする懲戒免職処分（以下「本件懲戒免職処分」という。）を受け、京都市交通局職員退職手当支給規程（昭和57年京都市交通局管理規程第5号の2）8条1項1号の規定により一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分（以下「本件不支給処分」という。）を受けたため、上告人を相手に、上記各処分の取消しを求める事案である。

〔参考〕京都市交通局職員退職手当支給規程8条1項

退職した者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職した者（中略）に対し、当該退職した者が占めていた職の職務及び責任、当該退職した者の勤務の状況、当該退職した者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職した者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響（中略）を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 懲戒免職処分（中略）を受けて退職した者
- (2) (省略)

原判決及び争点

- ◇ 原判決（大阪高裁）は、本件懲戒免職処分は適法であるとしてその取消請求を棄却すべきものとした上で、被上告人の職務内容、着服による被害金額、被害弁償がされていること、被上告人の在職期間、退職手当の額等をしんしゃくすると、本件不支給処分は、社会観念上著しく妥当性を欠いて裁量権の範囲を逸脱し違法であるとして、本件不支給処分の取消請求を認容した。
- ◇ 最高裁における争点は、本件不支給処分の取消請求を認容した上記判断の当否である。